

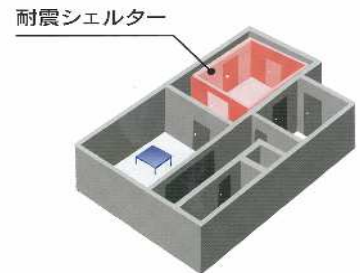
佐伯市木造住宅耐震化促進事業(シェルター設置)

事業の概要

- この事業は、地震に対する市民の安全性を図り、大地震による木造住宅の被害を軽減するために、耐震性のない木造住宅に耐震シェルター設置工事を行った住宅の所有者に、耐震改修工事費用(精算補強設計及び工事監理に要する経費を含む。)の一部を補助する事業です。

耐震シェルター設置工事とは

- 耐震診断により、地震に対する強度が不足していることがわかった住宅の1階の寝室等の特定の部分に、強固な室(床面積が4.0平方メートル以上で、大分県建築士事務所協会の認定や、他都道府県の認定・評定を受けたもの)を設ける工事のことです。



対象となる建物

- 1～4のすべてに該当する住宅**が対象です。
 - 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が延べ面積の1/2以上のものを含む。)で、事前の耐震診断の**1階部分の上部構造評点が0.7未満**であるもの
 - 所在地が佐伯市内である住宅
 - 構造が丸太組工法、型式適合認定住宅工法以外の住宅
 - 地上階数が2以下の住宅

補助額

- 耐震シェルター設置工事に要する費用の2/3以内の額**(1,000円未満は、切り捨て) **かつ30万円を限度とします。**

* 耐震シェルター設置工事費用が、

例1 450,000円の場合・・・2/3は、300,000円となり支払額300,000円

例2 400,000円の場合・・・2/3は、266,666円となり支払額266,000円(千円未満切り捨て)

例3 540,000円の場合・・・2/3は、360,000円となり支払額300,000円(限度額)

申請の受付

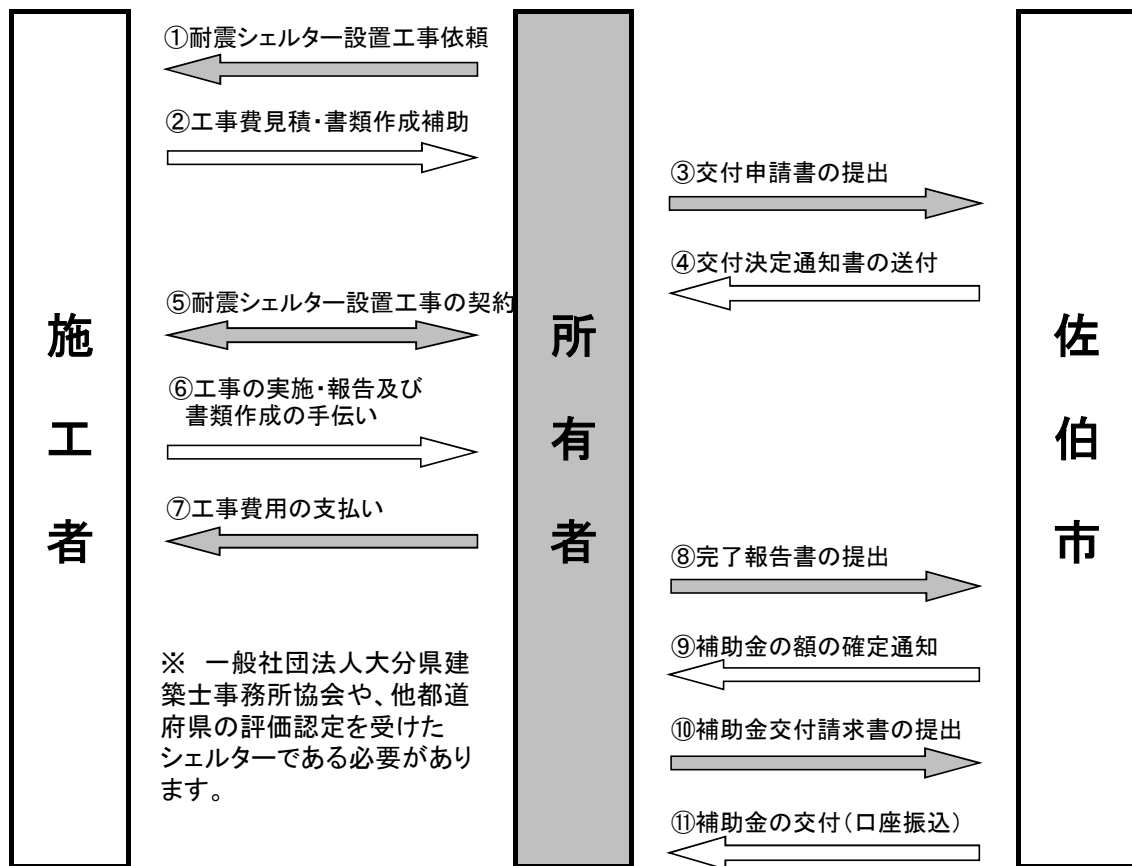
- 受付期間 令和7年4月7日(月)から令和7年10月17日(金)まで
- 受付予定件数 1件

申請件数が受付予定件数に達した場合又は全体の予算額を超えた場合は、受付を締め切ります。

注意事項

- 令和7年12月19日(金)までに完了の報告をお願いします。
- 補助を受けるには、**事前に申し込み等の手続きが必要です。**すでに行われた耐震シェルター設置工事に対して補助金を支払うものではありませんので、ご注意ください。
- 耐震シェルター設置工事の実施は、補助金交付決定通知後になります。
- 大分県木造住宅耐震診断士とは、知事が登録した建築士事務所に所属する建築士で、知事の指定する講習を受講し、大分県総合防災推進協議会に登録した者のことです。
- 本事業における耐震診断とは、大分県木造住宅耐震診断士が一般財団法人日本防災協会が定める「精密診断法」により行う診断のことです。

耐震シェルター設置補助手続きの流れ



※申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかにご連絡ください。

必要書類		様式
③ 交付申請	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（改修・シェルター設置）	様式第1号の2
	2 耐震シェルター設置予定の住宅の建築年が記載された官公署の発行した書類又はその写し（確認通知書、登記簿謄本、登記事項証明書、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）課税明細書又は家屋課税台帳など）	同一年度又は前年度に診断補助申請を行った場合は、書類の省略可
	3 耐震シェルター設置予定の住宅の付近見取図及び概略平面図	
	4 耐震診断表の写し	
	5 暴力団等でない旨の誓約書	
	6 耐震シェルター設置工事の内容を示す平面図その他の図面	
	7 耐震シェルター評価認定書の写し	
	8 耐震シェルター設置工事の実施予定箇所の施工前の写真及び建物全体が分かる写真並びにそれらの撮影方向を記載した概略平面図（6に記載した場合は、省略可）	
	9 耐震シェルター設置工事の内訳書（税抜金額及び消費税額が分かるもの。）	
	10 その他、市長が必要と認める書類	
⑧ 完了報告	1 佐伯市木造住宅耐震化促進事業完了報告書（改修・シェルター設置）	様式第9号の2
	2 耐震シェルター設置工事費用の分かる領収書の写し（税抜金額及び消費税額が分かるもの。）※工事監理費の領収書の写し（補助対象経費に含む場合に限る。）	
	3 耐震シェルター設置工事の実施箇所の施工状況写真（工事看板を含む。）と完了写真	
	4 耐震シェルター設置工事完了後の建物全体が分かる写真	
	5 耐震シェルター設置工事実施の内容を示す概略平面図（写真の撮影方向を記載）	
	6 耐震シェルターを構成する建築材料の現場搬入写真と出荷証明書の写し	
	7 その他、市長が必要と認める書類	
⑩	1 補助金交付請求書（押印をお願いします。）	様式第11号の2